

最高裁で判決が確定!! (2021年1月22日)

集合ポストへの ビラ配布は 違法ではありません



集合ポストへのビラ配布に初の司法判断

2021年1月22日、最高裁第二小法廷は「マンション集合ポストへのビラ配布は違法ではない」として、二審の判断を確定させる判決を下しました。

2018年に三鷹市内のマンションで「チラシお断り」の表示がある集合ポストに市議会議員の政治団体がチラシを投函しました。そのポストの使用者である住民は「ポスティングは違法だ」として、政治団体に慰謝料を求める民事裁判をおこしました。

住民は、葛飾マンションビラ配布事件の最高裁判決等を根拠に、「許可なくエントランスへ立ち入ったのは建造物侵入罪にあたる」「チラシ拒否の表示をしたポストに投函されたことで精神的苦痛を受けた」などと主張。10万円の損害賠償を要求していました。

2019年2月の一審判決、2020年2月の控訴審判決は、ともに住民の主張をしりぞけ、政治団体側を勝たせる判決でした。

控訴審判決は、①管理組合やポストの使用者が明確に投函を禁止・拒否していても、市議会議員の活動ニュースを投函する目的で、住居部分ではなく扉が施錠されていないエントランスに入ることは建造物侵入罪にあたらない、②郵便受けに紙1枚程度を投函することは民事上の不法行為にならないと、明確に判断しました。

葛飾ビラ事件の最高裁判決は適用できない

そして、葛飾マンション事件の最高裁判決とは「建造物への立入りの態様が異なる」として、建造物侵入罪だとした住民の主張を却下したのです。

「集合ポストへのビラ配布は自由」という画期的な司法判断が確定したのです。確信をもって、正々堂々と旺盛にポスティングをしましょう。

※事件と裁判の詳細は、当事者の野村羊子・三鷹市議会議員のブログをぜひ、ご覧ください ⇒

